

## The outcomes and Issues of “The Project of Measures for COVID-19” in Shizuoka

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-03-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮澤, 礼子, 田宮, 縁 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00027902">https://doi.org/10.14945/00027902</a>

## 静岡県における「感染症対策指導支援事業」の成果と課題

—新型コロナウイルス感染症対策を通して得られた保育者の知見—

宮澤 礼子・田宮 縁

(静岡県教育委員会幼児教育推進室) (静岡大学)

### The outcomes and Issues of “The Project of Measures for COVID-19” in Shizuoka

Ayako Miyazawa ・ Yukari Tamiya

#### 要旨

本論は、「感染症対策指導支援事業」の成果と課題を明らかにするとともに、「新型コロナウイルス感染症対策資料」作成というゴールに向けて、静岡県幼児教育センターと大学、そして 10 市との協働のプロセスから見てきたコロナ禍における保育者の学びについて言及するものである。

キーワード： COVID-19 文部科学省「感染症対策指導支援事業」 幼児教育 教育の質 保育者の学び

#### 1. はじめに

2019 (令和元) 年 12 月、中国湖北省武漢市で原因不明の異形肺炎の集団発生が起きていた。そして、2020 年 1 月 23 日には、武漢市の閉鎖が始まり、1 月 30 日、WHO は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と声明を発表し、2 月 11 日に WHO は、この感染症を「COVID-19 (coronavirus disease 2019)」と命名、3 月 11 日には、パンデミックを宣言した。感染は世界各国に拡大し、1 年後の現在 (2021 年 1 月) でも終息のめどは立っていない。

国内外で拡大する貧困と格差、気候変動や生物多様性の喪失など慢性的危機が顕在化する一方、COVID-19 への対応をきっかけに、社会全体が急性的危機に対しても無防備であることが露呈した。教育も例外ではない。

本論では、COVID-19 という急性的危機における幼児教育の状況と静岡県教育委員会 (幼児教育センター) の「感染症対策指導支援事業」を省察的に検討した上で、質の高い幼児教育について言及することとする。

本論に入る前に、実施主体となる幼児教育センターについて簡単に説明しておきたい。幼児教育センターは、総合教育センター内に設けられていた幼児教育センター機能を 2016 (平成 28) 年に本庁へ移し、義務教育課内に幼児教育推進室 (対外的には、幼児教育センター) を設置した。2016 (平成 28) 年度から 3 年間は、文部科学省の委託による「幼児教育の推進体制構築事業」の予算を活用し、本県における幼児教育の充実に向けた体制の整備に取り組んだ。2019 (平成 31) 年度からは文部科学省の補助事業「幼児教育推進体制の充実・活用強化事業」により、公私・施設類型

を超えた一体的な支援体制の構築に努めている。具体的には、「深める」、「つなげる」、「広げる」の 3 点を重点とし、研修会開催、研修資料作成、市町連携体制構築、情報発信といった事業の展開により、県内全域の幼児教育の質の向上を目指している。

2020 (令和 2) 年度は、室長 1 人、班長 1 人、教育主幹 1 人、教育主任 1 人、幼児教育支援員 1 人、知事部局併任 2 人 (私学振興課、こども未来課) の計 7 人が配置されている。

#### 2. 「感染症対策指導支援事業」開始前のコロナ禍における幼児教育の状況

##### (1) 臨時休業要請下での実態

安倍首相による臨時休業要請により、2020 年 3 月、県内全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校は一斉臨時休業に踏み切ったが、就学前の施設においては、一斉臨時休業の要請対象外となり、その対応は設置者の判断に任されることとなった。その結果、県内ではほとんどの公立幼稚園が市町立小・中学校に準ずる形で臨時休園、または登園自粛要請に踏み切るとともに、私立幼稚園もそれにならう場合が多く見られた。一方、保育所や認定こども園においては、保護者の就労を考慮し、臨時休園とはしない園も多数存在した。

このようないわゆるねじれ現象が生じる要因として、幼児教育施設の設置者や施設種の多様性が考えられる。同年代の子どもへの教育を提供しているにもかかわらず、その推進体制においては、市町教育委員会による指導体制が従前より整っている公立小・中学校と異なり、課題も残されている。

それに対応する形で、市町教育委員会あるいは市町

担当課が指導主事や幼児教育アドバイザー等を配置し、園に対して小中学校同様に手厚く支援を行っている市町がある一方で、行政担当者はいるが指導主事等が配置されていない市町も少なくない。また、私立園の独立性を尊重するがゆえに、市町教育委員会または市町担当課の支援範囲は部分的になりがちである。さらに、幼稚園に対しては教育委員会、認定こども園や保育所に対しては福祉部局が所管するなどの2元化により、保育者に対する指導や支援が一貫しない市町もある。

コロナ禍の窮状において、複雑な幼児教育現場の状況を考慮し、市町幼児教育主管課に対して具体的、個別的な支援を速やかに実施することが幼児教育センターの責務であると考えた。

### (2) COVID-19 第1波 (2020年3~5月頃) 時の保育現場

臨時休園にはしない保育所や認定こども園においても、保護者の判断により登園を控えるケースも多く、過密になりにくい状況で保育が実施された。

一方、幼稚園においてはほとんどの園が臨時休園または登園自粛要請となったが、預かり保育を実施する園も多く、保育を必要とする園児とその保護者に対する支援が継続された。また、登園を自粛している子どもたちに対して、担任が手紙を書いたり、中には親子体操などの動画をオンデマンド配信したりする園もあり、各園が工夫して子どもや保護者とのつながりを保持していた。

しかし、漠然とした不安を抱えている保育者の存在に関しての情報が、各園や各団体代表者から幼児教育センターに寄せられており、現場の保育者の苦境が垣間見られた。そのため、幼児教育センターでは、コロナ禍で奮闘する保育者を応援する「センターだより(臨時増刊号)」を作成し、園現場での取組や、私立幼稚園振興協会、保育士会、保育連合会、国公立幼稚園・こども園長会の各団体の代表者らの応援メッセージを県内全園に発信し、後方支援に努めた。

### (3) 園再開後 (2020年6月上旬) の保育

多くの園において、6月上旬から通常保育が再開されたが、COVID-19の具体的な感染拡大防止策に対する情報や用品も十分ではない中、工夫しながらのスタートだった。



再開直後、必要な物品が入手困難であったため、園では、保育者が身の回りにある物を活用しながら保育室等の環境構成に努めた。

例えば、食事の際の飛沫飛散防止のために、アクリル板の代わりにクリアファイルやラミネートを使って仕切りを作るなどである。

(写真は、富士市立松野こども園。2020年6月12日

撮影)

さらに、感染症拡大防止においては三密を防ぐことの必要性が強調されたため(学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル~「学校の新しい生活様式」~)、各園では、遊戯室等の広い部屋での保育、ソーシャルディスタンスを確保するための床への表示の工夫、お迎え時等の保護者の入室制限等が行われた。また、保護者の理解と協力を得るために、それらの取組をお便り等により発信することにも力を注いでいた。

## 3. 「感染症対策指導支援事業」実施に至る経緯

### (1) 感染症対策指導支援事業の策定について

県内各園でも保育者の努力によりさまざまな感染症拡大防止対策が進められていることが把握される中、文部科学省初等中等教育局「令和2年度幼児教育推進体制の充実・活用強化事業における感染症対策指導支援等の推進について」(令和2年8月25日付)の通知を受け、静岡県における感染症対策指導支援事業の検討を始めることとした。

事業実施にかかる予算については、文部科学省の当該事業スキームにおいて「現在の採択金額内で実施すること」と記されていた。つまり、新たな予算措置なしで実施するということである。そこで、義務教育課企画班の担当者に相談し、現予算内で執行できる金額を確認した上で、その範囲内で専門職を助言者(第2筆者)として委嘱することを決定し、事業実施に向けて、幼児教育センターを主体に大学との連携のもと以下のような事前調査が開始された。

#### 1) 現場でのストレス要因について

全国社会福祉協議会の調査によると、次のような「現場でのストレス要因」が存在することがわかった。

- ・「3つの密が避けられず子供や保育者に感染リスクがあること」90%
- ・「マスクや消毒液などの不足で十分な感染予防ができないこと」65%
- ・「安全な保育の方法がわからないこと」43%

上記の結果を受けて協議会では、現場の負担軽減を企図した感染防止対策に関する情報共有や研修などを行うべきであると結論づけている。

#### 2) より効率的に支援を広げるために

情報共有や研修などの実施に際して、限られた予算内でより効率的に支援を広げるためには、市町幼児教育主管課を主体にするようなスキームの構築が不可欠である。なぜなら、地域によって実情が異なることを考慮すると、集合研修のような形態ではなく、訪問による支援が望まれると考えたからである。しかし、各園を主体とした場合、広がりや深まりは限定的である。そこで、市内各園に支援内容の指導や、この事業を通して担当者の資質向上も期待できる主管課を対象とし

た。

### 3) 「令和 2 年度感染症対策指導支援事業実施要領」に至るまで

また、訪問に当たっては、出席者全員が対象園を視察し、視察により把握した現場の状況を助言に生かすように設定した。支援内容については、当該事業スキームに述べられているように、2020（令和 2）年 7 月に文部科学省が実施した「幼稚園再開後の活動に関するアンケート」や「新型コロナウイルス感染症対策に関する自治体における域内自治体・幼稚園等の取組の支援、関係専門機関等との連携についてのアンケート」を参考に園や保育者の悩みに対応できるように検討し、以下の項目を設定した。

- ア 感染症対策と幼児教育の両立
- イ 実際に感染者が出た場合の保護者への対応
- ウ 園務等での ICT の活用
- エ その他（各市町の課題やニーズに応じた支援）

4 項目を設定したが、地域により感染状況や園のニーズに合わせて 4 項目の支援内容から市町が選択できることとした。また、ICT 環境未整備の園が多い状況を考慮し、対面で、かつ参加者の過度な負担とならぬよう、園の視察 30 分を含めて全体で 2 時間程度の研修とした。

以上のような内容で「令和 2 年度 感染症対策指導支援事業実施要領」を策定し、9 月 8 日、静岡県幼児教育センターより県内全市町の幼児教育主管課に通知文を発出した。この事業を通して、最終的に応募した市町の幼児教育主管課との協働で「新型コロナウイルス感染症対策資料」【巻末資料】の作成をゴールとした。（ただし、感染症に関する状況やエビデンスも変化していくため、それに対応し改訂していくことを前提にしていることを付記しておく。）

#### (2)パイロットスタディの実施

##### 1) 現場へのヒアリング

###### ①方法

- ・日時：2020（令和 2）年 9 月 17 日
- ・対象：焼津市保育・幼稚園課担当指導主事  
焼津市立大井川西幼稚園園長  
焼津市立静浜幼稚園園長  
焼津市立大井川保育園園長
- ・目的：現場の実態把握のためのヒアリング
- ・内容：これまでに課から園にどのような資料が提供されているのか、また、園での感染症対策はどのように進められているのか。

###### ②ヒアリングの結果と考察

課が作成し園に提示した資料としては「公立園において、幼児（職員）が感染者に特定された場合の対応」がある。これは、出席停止や休園が決定されるまでのフローであり、基本的に、焼津市教育委員会学校教育課が作成し、小中学校に提示されたものと共通の

内容だった。

また、保育・幼稚園課では毎月、公立幼稚園と公立保育所 10 園の園長が会する園長会を開催しており、指導主事による感染症対策についての研修も行われている。各園における三密を避けるための生活や喫食時の工夫など必要な対策や園における感染症対策の保護者への周知に関することなどの情報交換をしていることがわかった。

焼津市の担当課では、小学校教頭職から首席指導主事に 1 人、小学校教諭と保育者から指導主事に各 1 人、計 3 人もの指導主事を配置し、幼児教育に対して手厚い体制が整っている自治体である。そのため、特に公立園においては、足並みを揃えた実践が可能であり、保育の質の担保も保障されやすい状況にある。

しかし、そのような状況であっても、大井川西幼稚園、静浜幼稚園、大井川保育園を訪問し、園長へのヒアリングを行う中で何点かの課題も見えてきた。「園内の全職員で対策を考えて実践しているが、これでもいいのかという不安を払拭できないこと」、「計画している園行事の実施方法への悩み」というような感染症対策と幼児教育の両立に関する悩みは、すべての園長から聞かれた。

また、幼児教育そのものに対する悩みに加え、保育者自身の感染への不安が想像以上に大きいこともわかった。ヒアリングの前に大井川保育園園長が職員に対して実施したアンケート調査では、次のような回答（抜粋）を得ている。（回答数 40）

質問：新型コロナウイルス感染症拡大の中で、どのような悩みや不安を感じているか

回答：

- ・自分が感染することへの不安（周囲から非難されないか、自分の行動履歴がどこまで公開されてしまうのか、外出や娯楽をどの程度自粛すればいいのか等） 33%
- ・遊びの中（保育中）での感染拡大への不安 18%
- ・保護者の行動履歴が不明であることへの不安 10%
- ・子どものマスク使用について 10%

これらの疑問や不安は、新型コロナウイルス感染症に対するマスコミや SNS 等の一方的な情報により煽動されている可能性もある一方で、保育者の手元に、判断の基準となる材料が少ないことに起因するのではないかと考えられた。当該アンケートでは、「自分や家族の体調が悪い時にどう行動したらいいのか」、「園児や保護者が感染したときの対応はどうか」、「行動レベルや移動制限等についての情報がほしい」といった回答も見られた。また、他園の園長の「小学校向けのマニュアルを参考に、保育について考えるしかない」との発言もあった。

これらについては関係省庁等が作成しているガイドライン等があれば比較的容易に判断できることである

が、保育者にとってはそれを読み替えることへの不安感や抵抗感が拭えないのだろう。以上のようなヒアリングの結果から、園の実情に沿った資料を補うことが必要不可欠であることが明らかになった。

文部科学省—県教育委員会—市町教育委員会—各校と一元的につながっている小中学校と異なり、就学前教育においては、公立園だけで考えても、文部科学省—県教育委員会—市町教育委員会（または市町福祉部局）—公立幼稚園、あるいは、厚生労働省（または内閣府）—県健康福祉部—市町福祉部局（または市町教育委員会）—公立保育所・認定こども園と二次元（三次）的に複雑につながっている。その煩雑さにより、幼稚園にはあるが保育所にはない資料や、逆に、保育所にはあるが幼稚園にはない資料が存在することになる。さらに、市町幼児教育主管課による指導体制に大きな差があることも否めない。

そこで、幼児教育センターが感染症対策に関する資料を複数の機関から入手した上で幼児教育現場にとって必要であろうものを精選したり、あるいは園用に改良したりして、より現場での活用がしやすいかたちで市町に提供することとした。

## 2) 関係機関・部署への調査

① 静岡県教育委員会特別支援教育課からの資料提供  
9月の時点で教職員が感染し、保護者へ通知を発送していた県立特別支援学校の資料を「新型コロナウイルス感染症対策資料」作成の参考にするため、県教育委員会特別支援教育課に情報提供を依頼し、感染者発生を把握した直後に流したメール文と臨時休業についての通知文を入手した。

### ② 富士市からの資料提供

地域で感染者が発生していた富士市の対応をマニュアル作成の参考にするため、富士市教育委員会学校教育課に情報提供を依頼し、「感染者が発生した場合の公立小中学校の対応フロー」、「感染が疑われる場合の対応フロー」、「保護者へPCR検査受検等の報告依頼通知」、「感染判明時等における通知メール文例」「感染者発生時の当該校の行動指針」を入手した。

### ③ 島田市からの資料提供

富士市より提供の資料と比較検討のため、島田市教育委員会学校教育課にも情報提供を依頼し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止における児童生徒・教職員への症状別の対応について」（「児童生徒または教職員の感染が判明した場合の関係職員との連携図」を含む）を入手した。

## 3) 「新型コロナウイルス感染症対策資料」の作成

上記の資料を精査し、園で活用しやすい資料作成を開始した。

焼津市でのヒアリングから、園が必要としている資料として次のようなものが考えられた。

ア チェックリスト「園における、感染症拡大防止

に向けた対策について」

イ フローチャート「園児やその家族、または職員が感染した、あるいは感染の疑いがあるときの園の対応」、「出席停止や休業とするための基準」

アについては、厚生労働省労働基準局長の通知「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」（令和2年8月7日付）より「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を参考に、チェックリストの試案を作成した。これをもとに内容を検討し、以下の2点を改良した。

- ・管理職用と職員用に区分すること
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ver.4」を参考にして項目を追加した上で順序を並べ替えること

イについては、前述の提供資料（静岡県教育委員会特別支援教育課、富士市教育委員会学校教育課、島田市教育委員会学校教育課）を比較し、富士市からの提供資料を持参するとともに、消毒方法について確認できる通知も提供することとなった。

## (3) 支援事業実施市町の決定

実施要領発出後、10市から開催要請があった。それぞれの希望日を調整し、以下の通り事業を実施することに決定した。

	月日	市町・担当課名	視察園
1	10.22	焼津市 保育・幼稚園課	焼津市立A幼稚園
2	10.28	袋井市 すこやか子ども課	袋井市立B幼稚園
3	11.02	菊川市 こども政策課	菊川市立Cこども園
4	11.16	掛川市 こども希望課	掛川市立Dこども園
5	11.20	伊豆市 こども課	Eこども園
6	11.30	牧之原市 学校教育課	Fこども園
7	12.01	湖西市 幼児教育課	湖西市立G幼稚園
8	12.02	伊豆の国市 幼児教育課	伊豆の国市立H保育園
9	12.07	藤枝市 児童課	I幼稚園
10	12.11	島田市 保育支援課	J保育園

## (4) 方法

### 1) 支援内容の選択

市町担当課が次の中から重点的に支援して欲しい内容を選択した。

- ア 感染症対策と幼児教育の両立
- イ 実際に感染者が発生した場合の保護者への対応
- ウ 園務等でICTの活用
- エ その他、各市町の課題やニーズに応じた支援

## 2) 配布資料

幼児教育センターから以下の資料を市町に提供した。

①「新型コロナウイルス感染症対策資料」（最新バージョン）

②「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」（R 2.8.17）

静岡県教育委員会教育総務課長・教育厚生課長

③ ふじのくにシステムに基づく警戒レベル

④ 感染症対策無料相談の案内 静岡県健康福祉部 幼児教育センター作成の「新型コロナウイルス感染症対策資料」は、本事業の中で得た知見に基づき随時更新し、最新バージョンを提供した。つまり、本資料は訪問市町との共同作業により質を高め作り上げていったと言ってもよいだろう。

## 3) 訪問者

すべての市を訪問

・静岡県教育委員会幼児教育推進室室長（第1筆者）

・助言者（第2筆者）

掛川市、湖西市、伊豆の国市、藤枝市、島田市

・静岡県教育委員会幼児教育推進室室員

## 4) 事後アンケート

調査項目は以下の4点である。

① 本事業の満足度（4件法）

② 満足度の理由（自由記述）

③ 感染症対策や新しい生活様式に関してさらに詳しく知りたいこと、不安など（自由記述）

④ その他、静岡県幼児教育センターへのご意見（自由記述）

## 4. 「感染症対策指導支援事業」の結果と考察

### (1) 事後アンケート結果

#### ① 本事業の満足度

「満足である」10件と高評価であった。

#### ② 自由記述の分析結果

担当課からの自由記述を対象とし、KJ法を用いて分析した。

##### 【視察の効果】

・感染症対策だけでなく、幼児教育の質的な面からの価値づけによる保育者のモチベーションの向上につながった。

・具体的な環境構成への助言が参考になった。

##### 【保育実践の質の向上】

・園行事や保育方法を見直したことで幼児教育の基本に立ち戻ることが可能となった。

・幼児教育という観点から、感染症対策を考えることで新たな価値観を得ることができた。

・感染症という切り口からの保育実践の情報交換から、各園の保育観や保育方法を把握することができた。

##### 【保護者への対応】

・保護者へのコロナ禍における幼児教育の発信のポイントが具体的にわかった。

・保護者の感染症対策や協力への価値づけの重要性に気づけた。

【感染症対策への価値づけ】公立園の運営や私立園との連携の方向性が間違っていなかったと確認ができた。

【ICTの活用】園務の効率化、感染症対策、各園の情報共有や研修体制の構築などについての知見が広がった。

【研修の機会】事業自体が貴重な研修会の機会であり、かつ、リフレクションを促してもらい、自信を持って保育に取り組めるようになった。

【情報収集】他市町の具体的な感染症対策や幼児教育の情報収集が可能となった。

【タイムリーな事業】不安が募っていた現場の状況に対応した機動力のある事業である。

【第3者の介入の効果】市内だけでは、深まった議論は難しかったと思う。また、報道や通達などでの情報だけでは不安は拭えない。このような実態にあったきめ細やかな支援が必要である。

【新型コロナウイルス感染症対策資料】静岡県内の実態を加味した資料であり、特に、チェックリストはすぐにも活用したい。

### (2) 各市町における事業の展開

#### 1) 焼津市

【参加者】指導主事3人、園長1人、主任1人

【支援内容】ア、イ

【特徴的な議論と参加者と筆者らで導いた考察】

公立園においては園長会を通して各園と担当課との連携が図られている。また、私立園や小規模保育所を含めた研修会の開催も予定されており、本事業で得た知見を市内全園へ広げるとの発言もあった。このような体制は、日常的な積み上げの結果であり、急場しのぎでは難しいだろう。

#### 2) 袋井市

【参加者】指導主事2人、園長1人、主任1人

【支援内容】ア、ウ

【特徴的な議論と参加者と筆者らで導いた考察】

県内の他市町と比較して、当市のICTの導入は早く、園務の効率化を図ることについて期待できる。一方、新しいシステムが導入され負担に感じている保育者の存在は否めない。徐々に、操作に慣れていくことを見守っていききたい。また、保護者とも迅速な連絡が可能となるが、直接の対話を大切にすることが肝要である。

#### 3) 菊川市

【参加者】指導主事2人、園長2人

【支援内容】ア、イ

【特徴的な議論と参加者と筆者らで導いた考察】

感染症対策をきっかけに、職員全体で園行事のねらいや方法を再検討し、精選した。その結果、子どもの

発達に応じた実践を行うことが可能となり、子どもの実態把握が十分になされたことを保育者自身も実感し、コロナ禍での保育プロセスの質の向上の確認ができた。

公立幼稚園が1園しかないこともあって、これまで、県教育委員会との関わりが持ちにくい部分もあったが、喫緊の課題に対応した本事業を契機に、本市との関係性が強まったのではないだろうか。

#### 4) 掛川市

【参加者】指導主事1人、園長1人、副園長1人

【支援内容】ア

【特徴的な議論と参加者と筆者らが導いた考察】

密の解消のため小集団での保育の実施が、子ども理解を深めることが可能となったという話から、一人の保育者が子どもの実態を把握できる適正人数があるのかもしれないというところまで言及された。

実践では、遊び方や場所の制限があるものの、子どもの姿からは、窮屈さを感じなかった。例えば、発表会を意識してか、数人の子どもたちが合奏の練習をしていた。歌はなしで、打楽器のみの演奏であったが、自発的に工夫しながら楽しんでいる様子が見られた。

大規模園でありながら、子どもの主体性を生かした保育ができるのは、日頃の保育実践の積み重ねによるものだろう。

#### 5) 伊豆市

【参加者】担当課長1人、指導主事1人、園長2人、保育教諭等4人、看護師1人

【支援内容】イ

【特徴的な議論と参加者と筆者らで導いた考察】

すべてではないが、看護師が配置されている園も存在した。しかし、その恵まれている人的環境を生かしてきていないケースも見受けられた。看護師と保育者、それぞれの専門性を十分に理解し、その役割をになっていくことで、よりよい感染症対策と質の高い保育が可能となるのではないかと。

町の合併など歴史的な背景もあるが、市担当課と園との結びつきができており、私立園も含めて、市内全園から参加があった。しかし、幼稚園がないことで、文部科学省関係の通知は入手しにくい実態が浮き彫りとなった。

#### 6) 牧之原市

【参加者】市教委指導主事1人、園長1人

【支援内容】ア、イ

【特徴的な議論と参加者と筆者らで導いた考察】

私立園は保護者からの要望に応える形で、大規模な発表会を継続実施しているケースも少なくないと思われる。子どもを主体に考えた行事に変更していくことが望ましいが、従来の方で実施する場合には、保護者の座席指定など具体的な方策を入念に計画していくことが肝要である。

参加園は、周辺6市町から園児が登園しており、万

一、感染者が出た場合に、関係市町への連絡などの対応について不安を抱かれていた。感染者の発生時には、保健所の指示に従うことが基本ではあるが、他の私立園でも同様な不安を持ち合わせている可能性は否めない。主管課は子ども子育て課であるが、今回は市教委の指導主事の参加となった。不測の事態を考慮し、園と担当課と市教委の3者の連携を促進することが重要と考えられる。

#### 7) 湖西市

【参加者】市教委指導主事1人、園長1人、看護師3人

【支援内容】イ

【特徴的な議論と参加者と筆者らで導いた考察】

風邪症状のある子には登園を控えてもらうように依頼してあるが、保護者の勤務の都合上、それが難しい。家庭との連携はガイドラインを定め、入園説明会等でそのねらいと内容を伝え、繰り返し保護者に伝えていくことが重要である。

園の規模により、感染症による園内外の保育方法の変更の実態に差があることが明らかになった。学年1クラスで運営している園は、感染症対策を講じたとしても指導計画への影響は少なかったが、大規模な園では、中止にせざるをえない行事も少なくなかった。幼い子どもを預かる施設の適正規模の検討の必要性がクローズアップされた。

#### 8) 伊豆の国市

【参加者】指導主事2人、園長1人、主任等2人

【支援内容】イ、ウ

【特徴的な議論と参加者と筆者らで導いた考察】

「おもちゃや園庭の遊具の消毒はどの程度必要か」、「換気の頻度はどの程度がいいのか」といった具体的な質問も出たが、エビデンスが示された研究結果もなく、遊具の使用前の手洗い、空気の循環を目的とした窓の開放など、状況に応じた対応が必要となってくる。「新しい学校生活対応マニュアル」等も参考にはなるが、保育者自身の判断力が肝要である。例えば、子どもにマスクをさせることだけに注意を払い、マスクが鼻汁で不潔な状態になっているなど本末転倒な状況も起こしかねない。感染対策を重視するか、子どもの発達を重視するか、地域の感染状況に応じて判断に迫られる。

また、感染拡大地域では、保護者間でさまざまな情報や憶測が錯綜し、園への問い合わせも少なくない。情報の管理については、職員間での共通理解が重要である。

#### 9) 藤枝市

【参加者】児童課課長1人、児童課担当者4人、園代表19人、私立幼稚園協会理事等4人

【支援内容】ア、イ

【特徴的な議論と参加者と筆者らで導いた考察】

県外出張した保護者や医療従事者の子どもの登園自粛を要望する保護者の存在に苦慮している園もあった。この件は、感染症対策というよりも幼児教育として指導しなければならない案件で、人権問題であることを園が毅然とした態度で指導すべきである。保護者のモラルの醸成が課題であることも明らかになった。

保育者のマスク着用による子どもの発達への悪影響についての発言が複数あった。フェイスシールド等の使用も選択肢の一つであることなど、よりよい方策を各園で模索することが必要である。

本事業は藤枝市私立幼稚園協会の研修会として開催された。藤枝市の幼稚園はすべて私立園であるが市町担当課との連携は密である。幼児教育センターとしては、このような市町への支援を重点的に行うことが必要であろう。

#### 10) 島田市

【参加者】保育支援課書記 1 人、園長 2 人、副園長等 3 人

【支援内容】ア、イ

【特徴的な議論と参加者と筆者らで導いた考察】

園関係者から感染者や濃厚接触者がでた場合の対応が議論の中心だった。【資料 6】「園児又は職員の感染症が判明した場合の関係機関との連携図」をもとに保健所や担当課と連絡体制の構築などについて話し合われた。

事前に把握していた質問にも、感染症対策の重点がおかれていたため、保育の質の確保の必要性にも言及した。

#### (3)総合的な考察

10 市での対話を重ねる中で、予想以上に素朴な質問が多かった。これは、現場の方々の不安の現れと捉えてよいだろう。また、保育者自身が感染する恐怖と周囲へ及ぼす影響の大きさについて強いストレスを感じていることも明らかになった。

一方、休園中の子どもの成長やゆっくりと新年度を迎えるにあたっての効果なども語られていた。また、感染症対策のために、計画のねらいや方法を全職員で見直し、保育の質が高まったとの語りも多くみられた。コロナ禍の中でも、園長先生をはじめ職員がプラス思考で取り組み、職員に任せる部分も大切にしている管理職のあり方が、保育の質の向上の背景にあるのではないだろうか。

## 5. 今後の課題

以下の 3 点が今後の課題である。

### 1) 「感染症対策指導支援事業」の継続・発展

本事業での訪問は、10 市のみであった、他の市町の感染症対策についても、幼児教育センターとして把握しておくことが必要である。また、「感染症対策指導支援事業」の成果や「新型コロナウイルス感染症対策

資料」についての普及啓発については急務である。

### 2) 園舎構造と保育方法

廊下の幅が狭く、かつ、手洗いも戸外へ出るのも一斉である場合、密は避けられない。子どもの自発性を重視した方法に見直すなど各園での対応が求められているケースもあった。

### 3) 機動性の高い体制づくり

幼い子どもを教育する施設の適正規模についてである。大規模な園は、指導計画の大幅な変更や行事の中止を余儀なくされるケースが散見した。幼児教育は、一人一人の発達の状況に合わせ行なっていくことを基本としている。リスクマネジメントの観点からも、機動性の高い保育を実践できる体制づくり急務である。

## 文献・参考資料

山内一也 (2020) 『ウイルスの世紀：なぜ繰り返し出現するのか』みすず書房

厚生労働省

「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000657471.pdf>

文部科学省

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」

[https://www.mext.go.jp/content/20201203-](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)

[mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ver. 4」(2021 年 1 月 7 日現在は ver. 5 となっている)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

幼児教育センターだより「わっ！びよん通信」No. 7 令和 2 年 5 月号臨時創刊号

<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-060/youzi/documents/007.pdf>

全国社会福祉教委議会「全社協 Action Report 第 171 号」

[https://www.shakyo.or.jp/ActionReport/ActionReport\\_v171-0616.pdf](https://www.shakyo.or.jp/ActionReport/ActionReport_v171-0616.pdf)

(以上、2021 年 1 月 1 日閲覧)

## 謝辞

パイロットスタディに協力いただきました焼津市様、資料を提供いただきました静岡県教育委員会特別支援教育課様、富士市教育委員会学校教育課様、島田市教育委員会学校教育課様には、あらためて感謝申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症対策資料 (R21211 版)

静岡県教育委員会【静岡県幼児教育センター】

最新の医学的・疫学的情報や地域の感染状況等に応じて、内容を確認の上、加除修正をしながら御活用ください。

資料 1 「新型コロナウイルス感染症対策子ウェブサイト」 ①管理職用・②職員用  
 「新型コロナウイルス感染症に対する職員の共通理解を図るためのチェックリスト」です。必要に応じて補足資料を添付するとよいでしょう。

資料 2 「新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（参考）」  
 「園長や職員、その同居家族が感染した場合における対応（臨時休業や出席停止等）」について、まとめています。職員の勤務の取扱いについては、市町村の状況に応じて修正してください。

資料 3 「感染症に係る連絡依頼通知の例文」  
 「陽性確認や、濃厚接触者の特定、PCR検査の受検等の場合において、園への連絡を求める通知です。保護者に対して、人権への配慮について理解を促しています。

資料 4 「保護者通知メール等の例文」  
 「園内で感染者が発生した場合の通知の例文です。」

資料 5 「園に新型コロナウイルス感染者が出たときの園の行動指針」  
 「園として必要な対応について、時系列で示してあります。出席停止や臨時休業の期間等については、資料 2 を参照してください。

資料 6 「園児又は職員の感染が判明した場合の関係機関との連携図」  
 「資料 5 と併用することで、それぞれの役割について理解しやすくなります。」

※参考資料 ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」(R2. 8. 17) 厚生労働省 (資料 1)  
 ・「新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の再開等における保健管理等の充実についての一部改正について」(R2. 6. 23) 静岡県教育委員会健康体育課 (資料 2)  
 ・菊川市子ども政策課作成資料 (資料 3)  
 ・富士市教育委員会作成資料 (資料 4、5)  
 ・島田市学校教育課作成資料 (資料 6)

※資料作成協力 : 浜津市保育・幼稚園課、袋井市すこやか子ども課、菊川市子ども政策課  
 掛川市子ども希望課、伊豆市子ども課、牧之原市学校教育課、湖西市幼児教育課  
 (R2 訪問実績) 伊豆の国市幼児教育課、藤枝市児童課、島田市保育支援課

資料 1①

## 新型コロナウイルス感染症対策子ウェブサイト (管理職用)

項 目	確認
1 園における新型コロナウイルス感染症対策について	
(1) 感染症対策への備え	
1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取組むことの重要性を職員に伝えている	はい・いいえ
2 職員会議等において、実現可能な対策を議論し、随時見直しを行っている	はい・いいえ
3 中・園としての取組やルールについて全職員で共通理解し、遵守するよう指導している	はい・いいえ
4 園場以外でも職員が感染予防の行動（マスクの着用や換気、人との間隔をとる等、3つの密を回避する）を促すことを指導している	はい・いいえ
5 職員が新型コロナウイルスに陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な扱いを受けないこと及び差別的な扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている	はい・いいえ
6 職員のメンタルヘルズに留意し、相談体制の充実を図るとともに公立学校共済組合等による相談事業等について周知している	はい・いいえ
7 感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災保険給付の対象となることを理解している	はい・いいえ
(2) 基本的な感染症対策	
8 風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている	はい・いいえ
9 新型コロナウイルスに感染またはその疑いがあるとの報告を受け付ける園内の担当者を決め、周知している	はい・いいえ
10 新型コロナウイルス感染症に関する情報を取り扱う担当者の取り扱い範囲（どんな情報などの程度確認するか）とプライバシー保護のルールを決め、周知している	はい・いいえ
11 どうしても共用しなくてはならない物品・機器等（電話・パソコン・マスク等）の使用の際は、使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している	はい・いいえ
12 基礎疾患を有するなどの重症化リスク因子（高齢者・糖尿病・心不全・呼吸器疾患・透析を受けている人・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人）を持つ職員及び妊娠している職員に対しては、本人の申し出及び産科医師等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮を行っている	はい・いいえ
(3) 必要な情報の収集と周知	
13 国、地方自治体や一般社団法人日本遊技医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のHP等を通じて最新の情報を収集したり、市町担当課や近隣園から必要な情報を得たりしている	はい・いいえ
14 新型コロナウイルス感染症についての相談の目安と、濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる最寄りの「保健所」「保健室」「接点者相談センター」の所在地や電話番号等を確認している	はい・いいえ
15 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部による警戒レベルの更新について毎週確認し、職員に周知している	はい・いいえ
(4) 家庭等との連携	
16 園における感染症対策の方針について保護者に通知し、理解と協力を得られるように努めている	はい・いいえ
17 園における具体的な感染症対策について積極的に保護者に広報し、保護者の不安感を軽減するように努めている	はい・いいえ
18 来園者に対しは検温、マスク着用、手指消毒を行うことや、来園者名簿に入退出時時刻の記入をお願いすることについて周知している	はい・いいえ

II 教職員の感染症対策について		
19	①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たさず活動を行わないようにしている	はい・いいえ
20	1時間に2回程度、窓を全開している	はい・いいえ
21	対面での会議や研修を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人との間隔をできるだけ（最低1m）空け、可能な限り真正面を避けるようにしている	はい・いいえ
22	同僚や保護者と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている	はい・いいえ
23	どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内で留めるようにしている	はい・いいえ
24	職員室・休憩スペース等において共有する物品（クーラー、いす、自販機ボタン等）は、定期的に消毒している	はい・いいえ
25	職員室・休憩スペース等への入退室の前後に手洗いや手指の消毒をしている	はい・いいえ
26	休憩スペース等において一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を控えるようにしている	はい・いいえ
27	臭水や消毒液などがついたごみ（飲用後の紙コップ、缶、ペットボトル等を含む）は、ビニール袋に入れて密閉している	はい・いいえ
28	ごみを回収する人は、マスク、手袋等を着用することとし、作業後は必ず手洗いや手指消毒をしている	はい・いいえ
29	共用トイレ等、不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行っている	はい・いいえ
30	洋式トイレの蓋を開けて汚物を流すようにしている	はい・いいえ
31	共用タオルは禁止している	はい・いいえ
<b>III 感染が広がった場合における対応について</b>		
32	新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合や感染の恐れがある場合は、速やかに担当者に連絡することを全員に周知し、徹底を求めている	はい・いいえ
33	新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、周知している	はい・いいえ
34	マスクみや保健所との窓口となる担当者が決められている	はい・いいえ
35	陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、園内の見取り図を準備しておくことにより、ことを理解している	はい・いいえ
36	新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに担当者に連絡することを全員に周知し徹底を求めている	はい・いいえ
37	新型コロナウイルスに感染したことが疑われる体調不良者を園内に留め置く場合は、園内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、職員は適切な感染予防体制（当該者のマスク着用、待合や動線を分ける、一定の距離を保つための取崩をするなど）について検討し、周知している	はい・いいえ
<b>IV 夏季における熱中症の予防について</b>		
38	喉の渇きを感じなくても、水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている	はい・いいえ
39	屋外で人と十分な距離が確保できる場合で、大声を出す必要がない時にはマスクをはずすよう周知している	はい・いいえ
40	新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなることに留意し、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている	はい・いいえ

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（職員用）		項目	確認
<b>I 園における新型コロナウイルス感染症対策について</b>			
<b>(1) 感染症対策への備え</b>			
1	職員会議等で園について、実質可能な対策を議論し、随時見直しを行っている	はい・いいえ	
2	市・園として取組むルールについて全職員で共通理解し、遵守している	はい・いいえ	
3	職員以外で職員が感染予防の行動（マスクの着用や換気、人と人との間隔をとる等、3つの密を回避する）を求めている	はい・いいえ	
4	職員が新型コロナウイルスに陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な扱いを受けないこと及び差別的な扱いを禁止することを理解している	はい・いいえ	
5	自身のマスク利用状況に留意するとともに、公立学校共済組合等による相談事業があることを理解している	はい・いいえ	
6	感染症が業務に内在していることが明らかなる場合は、労災保険給付の知覚となることを理解している	はい・いいえ	
<b>(2) 基本的な感染症対策</b>			
7	風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」を理解している	はい・いいえ	
8	新型コロナウイルスに感染またはその疑いがあるとの報告を受け付ける園内の担当者か誰か分かっている	はい・いいえ	
9	新型コロナウイルス感染症等に関する情報を取り扱う担当者の取り扱い手順（どんな情報をもとに留意確認するか）をマニュアルで理解している	はい・いいえ	
10	どうしても共用しなくてはならない物品・機器等（電話・パソコン・マスク等）の使用の際は、使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している	はい・いいえ	
11	基礎疾患を有するなどの重症化リスク因子（高齢者・糖尿病・心不全・呼吸器疾患・透析を受けている人・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人）を持つ職員及び妊娠している職員に対しては、本人の申し出及び産科医師等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮があることを知っている	はい・いいえ	
<b>(3) 必要な情報の収集と周知</b>			
12	園、地方自治体や一般社団法人日本産科助産学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公担任の高い学術学会等のHP等を通じて最新の情報を収集したり、市町担当課や近隣園から必要な情報を得たりしている	はい・いいえ	
13	新型コロナウイルス感染症についての相談の目安と、濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けられる最寄りの「保健所」「保健所」「保健所・保健所相談センター」の所在地や電話番号等を確認し周知している	はい・いいえ	
14	静かな環境で新型コロナウイルス感染症対策本部による警戒レベルの更新について毎週確認している	はい・いいえ	
<b>(4) 家庭等との連携</b>			
15	園における感染症対策の方針について保護者に通知し、理解と協力を得られるように努めている	はい・いいえ	
16	園における具体的な感染症対策について積極的に保護者に広報し、保護者の不安感を軽減するように努めている	はい・いいえ	
17	来園者に対しては換気、マスク着用、手指消毒を行うことと、来園者名簿に入退出時刻の記入をお願いすることに周知している	はい・いいえ	
18		はい・いいえ	

II 教職員の感染症対策について	
19	①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす活動を行わないようにしている
20	1 時間に2回程度、窓を全開している
21	対面での会議や研修を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人との間隔をできるだけ（最低1m）空け、可能な限り真正面を避けるようにしている
22	同僚や保護者と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている
23	どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に限るようになっている
24	職員室・休憩スペース等において共有する物品（テーブル、いす、自販機ボタン等）は、定期的に消毒している
25	職員室・休憩スペース等への入室の前後に手洗いまたは手指の消毒をしている
26	休憩スペース等において一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を控えるようにしている
27	昇水や種痘などかついたごみ（飲用後の紙コップ、缶、ペットボトル等を含む）は、ビニール袋に入れて密閉している
28	ごみを回収する人は、マスク、手袋等を着用することとし、作業後は必ず手洗いや手指消毒をしている
29	共用トイレ等、不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行っている
30	洋式トイレの蓋を開けて汚物を流すようにしている
31	共用タオルは禁止している
III 感染が広がった場合における対応について	
32	新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合や感染の恐れがある場合は、速やかに担当者に連絡することを理解している
33	新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするか理解している
34	マスクや保健所との窓口となる担当者が誰であるか、承知している
35	新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所からの自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに担当者に連絡することを理解している
36	新型コロナウイルスに感染したことが疑われる体調不良者を園内に留め置く場合は、園内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、適切な感染予防体制（当該者のマスク着用、待合や動線に分ける、一定の距離を保持するための配慮をするなど）について検討している
IV 夏季における熱中症の予防について	
37	喉の渇きを感じなくても、水分・塩分を摂取するようにしている
38	屋外で人と十分な距離が確保できる場合で、大声を出す必要がない時にはマスクを着用してもよいことを理解している
39	新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなることに留意し、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている

資料 2

**新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について【参考】**

園児及び職員がPCR検査等を実施した場合や濃厚接触者に特定された場合等、今後、園児等に感染するおそれがある場合は、速やかに園に報告するよう、事前に指導しておき、園は関係者の感染に対して速やかに対応できるように体制を整えておく。

新型コロナウイルス感染	対象	対応	開始日	終了日	園の対応
感染が判明	園児本人	出席停止	感染の判明した日(欠席していた場合は、最終登園日の翌日)	治癒するまで 専門医等が登園可能と判断するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>①濃厚接触者が特定されるまでの間、園の全部又は一部の臨時休業を決定する。</li> <li>②濃厚接触者が特定された後、保健所の調査や園医の助言等により臨時休業の必要性や期間等について判断をする。</li> <li>③感染経路が判明し園外で感染したことが明らかであり、園内で他の園児等に感染を広めているおそれが低い場合は、臨時休業を行う必要性は低い。</li> <li>④園関係者に濃厚接触者がいないことが明らかになった場合は、必要な消毒等を行い、今後の感染症対策の体制を整えた上で臨時休業を解除し、園の教育活動を再開する。</li> </ul>
	職員本人	病気休暇	感染の判明した日(欠席していた場合は、最終出勤日の翌日)	治癒するまで 専門医等が出勤可能と判断するまで	
	園児及び職員の同居家族	出席停止 経過観察	濃厚接触者と特定された日(保健所により特定される)	感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間	
濃厚接触者	園児本人	出席停止	濃厚接触者と特定された日(保健所により特定される)	感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>①園児は通常通り、教育活動を継続する。</li> <li>②園児等の健康観察を徹底し、少しでも症状がみられる場合は自宅での休養するよう指導する。その場合は、出席停止として扱う。</li> <li>③症状がみられる人が増えてきた場合等、園内に感染拡大の恐れがあると心配される場合には、保健所や園医等への相談及び助言等により、園の全部又は一部の臨時休業等の対応について検討し、決定する。</li> </ul>
	職員本人	職専免	濃厚接触者と特定された日(保健所により特定される)	感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間	
	園児及び職員の同居家族	出席停止 職専免	家族が濃厚接触者と特定された日	PCR検査の結果が陰性であることが明確になるまで	

**感染症に係る連絡依頼通知の例文**

令和 2 年 月 日  
保護者各位

〇〇市立〇〇幼稚園  
園長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症に関係する連絡について（お願い）

日頃より、本園における教育活動にご協力を賜り、心より感謝申し上げます。さて、最近は県内においても新型コロナウイルス感染症の広がりが見られ、近隣市においても陽性者が確認されるとともに、濃厚接触者、PCR 検査の受検者が増加傾向にあります。つきましては、休日や長期休業を含め、下記に該当する事柄がありましたら、速やかに園まで連絡をいただきますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 連絡をいただきたい事例
  - (1) 園児や同居家族等が新型コロナウイルスに感染した。
  - (2) 園児や同居家族等が濃厚接触者に特定された。
  - (3) 園児や同居家族等が PCR 検査を受検した。
  - (4) その他、園児や同居家族等が特に感染を心配するような状況が生じた。
- 2 連絡先
  - (1) 通常保育時 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
  - (2) 休日、長期休業中 (各園で対応できるメールアドレスと携帯電話番号など)
- 3 園児や園職員の感染が確認されたときの園の対応について
  - (1) 該当の園児は感染の判明した日から治癒するまで（専門医が登園可能と判断するまでの期間、出席停止となります。
  - (2) 保健所による濃厚接触者の調査や園内の消毒のため、園は臨時休業を行う場合があります。期間は、保健所の判断により、決定します。
  - (3) 感染の確認が夕方以降である場合など、急な登園自粛要請をメールにてご連絡する場合がありますので、ご承知ください。
- 4 その他
  - ・ ご連絡いただいた内容については、市担当課（〇〇〇課）にも情報提供させていただきますので、ご承知ください。その際、プライバシーの保護には、十分に配慮いたします。
  - ・ 感染者が誰であるかを詮索することや完治して園に復帰した際にかかわりの対象とするなどの行為のないよう、ご配慮をお願いいたします。園におきましても、人権に対する正しい理解を深め、温かな風土の園づくりに努めてまいります。

**保護者通知メール等の例文****臨時休業のお知らせ****① 園児に感染が判明した場合**

本園の園児に新型コロナウイルスの感染が確認されましたので、本園を、明日〇月〇日（〇）から濃厚接触者の特定や消毒等、安全が確認されるまで（1日～3日程度）臨時休業いたします。園再開につきましては、安全が確認でき次第連絡いたします。また、休業中の生活については、下記のようにしますので、ご家庭において体調管理を十分しながら、対応をお願いいたします。

## 記

- 1 不要不急の外出をしない。
  - 2 外出時には、必ずマスクを着用し、帰宅後は、必ずうがい・手洗いをする。
  - 3 お願い
    - (1) 感染した園児やその家族に対する詮索や誹謗中傷をすることがないよう、ご家庭でも注意していただきたくお願いいたします。
    - (2) 毎日、本人だけでなくご家族も検温や健康チェックを行い、PCR検査等を受検した場合及びその結果について、必ず園へ報告するようお願いいたします。
- ② 職員に感染が判明した場合
- <① 園児に感染が判明した場合>の文中の園児を職員に置き換えて、使ってください。

**登園再開に向けてのお知らせ**

この度の〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）までの臨時休業に際して、ご理解をいただき誠にありがとうございました。園では、この期間に園内施設の消毒を行い、保健所の指導の下、園医と協議を行い、安全に園が再開できることを確認いたしました。

つきましては、〇月〇日（〇）から園を再開することといたします。再開に際しては、下記のように対応いたしますので、ご理解をお願い申し上げます。

## 記

- 1 臨時休業と園再開の経緯等について子どもたちの笑顔に添って話をし、子どもたちに安心感をもたせる。また、再開後の園生活の注意事項を確認する。
  - 2 必要に応じて保護者や園児の教育相談を行い、心のケアに努める。
- なお、以下のことについて徹底をお願いします。
- ・ 毎日の検温や健康チェックを徹底し、風邪等の症状がある場合は自宅待機とし、すぐに園に報告する。
  - ・ 感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷または詮索、SNS 等への書き込みはしない。

園に新型コロナウイルス感染者が出たときの当該園の行動指針

資料 5

<感染者発生時>

- 当該園児保護者からの情報を受ける。
  - ・ 家族の健康状態を確認するとともに、園児の心のケアへの配慮をする。
  - ・ 園長は当該園児に対して出席停止の措置をとる。
- 幼児教育主管課及び園医へ感染者発生の報告をする。
- 感染の疑いのある職員は自宅待機とする。
- 保健所と連絡を取り、濃厚接触者の調査や消毒について確認する。
- 保健所の調査や幼児教育主管課の指示のもと、濃厚接触者が特定されるまで臨時休業措置をとる。
- P T A会長へ、感染者発生と臨時休業等について連絡を取る。
- 幼児教育主管課の指導のもと、臨時休業等の措置についての保護者への通知文を作成し、配布（配信）し保護者に連絡する。
  - ・ 在園中に判明し早期降園対応をとる場合はその旨も伝え、園児の安全な降園について十分な対策を講じる。また、当該園児に対して入園に十分配慮した行動をとることの重要性について、子供の発達に応じた指導をする。
- 給食中止について関係機関に連絡をする。
- 職員会議を開き、対応について共通理解を図る。
  - ・ 園内の消毒
  - ・ 問い合わせがあった場合の窓口の一本化
  - ・ 家庭への連絡
  - ・ 園児の心のケア、人権への配慮
  - ・ 職員の体調管理 等

<休業中>

- 保健所の濃厚接触者の特定調査に協力する。
- 臨時休業・一部休業・通常登園等について幼児教育主管課からの指示のもと措置する。
- 幼児教育主管課の指導のもと臨時休業等の措置についての保護者への通知文を作成し、メール等を通じて保護者に連絡する。園内の消毒が必要な場合は、保健所の指導で消毒を行う。その際、業者委託等を含めて幼児教育主管課と協議する。
- 園児へ電話連絡をし、心のケア等に努める。
- P T A会長と連絡を取る。（再開の見込み等）
- 園再開に向けた保護者への通知文を作成しメール等で伝える。
- 給食再開の準備

<園再開後>

- 臨時休業と園再開の経緯を説明する。
- 感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷・詮索は行わないなど、人権教育を徹底する。
- 保健所や園医の別言のもと、感染当該園児の出席停止期間を決定し幼児教育主管課に連絡する。
- 保護者から出席停止解除願を受理し、感染当該園児の登園を許可する。
- 園児の様子を丁寧に観察したり保護者からの情報を精査したりし、必要に応じて教育相談を行いたがら心のケアに努める。
- 園再開後の生活や入園への配慮等を、園日より等で保護者に伝える。
- 臨時休業に係る給食費についての文書を発送する。

資料 6

園児又は職員の感染が判明した場合の関係機関との連携図

